

令和3年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

教育委員会

目

次

ページ

1 神奈川県奨学金貸付条例 新旧対照表	1
---------------------	---

1 神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）新旧対照表

改 正	現 行																
<p>(奨学金の額)</p> <p>第3条 第2条第1項に掲げる奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高等学校奨学金 次の表の左欄に掲げる在学者及び年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額のうち奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者</td> <td>入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円又は3万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の年度 <u>1万円又は2万円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者</td> <td>入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円、3万円、4万円又は5万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の年度 <u>1万円、2万円、3万円又は4万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 入学する日とは、第1学年（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条第1項（同令第113条第3項において準用する場合を含む。）及び第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程にあつては、学校長が修得した単位数により第1学年相当と判断した場合を含む。）に入学する日をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	区分	金額（月額）	1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円又は3万円</u>	その他の年度 <u>1万円又は2万円</u>	2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円、3万円、4万円又は5万円</u>	その他の年度 <u>1万円、2万円、3万円又は4万円</u>	<p>(奨学金の額)</p> <p>第3条 第2条第1項に掲げる奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高等学校奨学金 次の表の左欄に掲げる在学者及び年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額のうち奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者</td> <td>入学する日の属する年度 <u>1万円又は2万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の年度 <u>1万円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者</td> <td>入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円、3万円又は4万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の年度 <u>1万円、2万円又は3万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 入学する日とは、第1学年（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条第1項（同令第113条第3項において準用する場合を含む。）及び第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程にあつては、学校長が修得した単位数により第1学年相当と判断した場合を含む。）に入学する日をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	区分	金額（月額）	1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円又は2万円</u>	その他の年度 <u>1万円</u>	2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円、3万円又は4万円</u>	その他の年度 <u>1万円、2万円又は3万円</u>
区分	金額（月額）																
1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円又は3万円</u>																
	その他の年度 <u>1万円又は2万円</u>																
2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円、3万円、4万円又は5万円</u>																
	その他の年度 <u>1万円、2万円、3万円又は4万円</u>																
区分	金額（月額）																
1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円又は2万円</u>																
	その他の年度 <u>1万円</u>																
2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度 <u>1万円、2万円、3万円又は4万円</u>																
	その他の年度 <u>1万円、2万円又は3万円</u>																